

(報告事項ウ)

保有個人情報の目的外利用について

1 趣旨

松本市個人情報保護条例（令和４年条例第３８号。以下「条例」という。）第６条第５号に規定する保有個人情報の目的外利用について、その概要を報告するものです。

2 目的外利用の概要

個人情報取扱事務等の名称	情報取扱所管課（情報を利用させる又は提供する課等）	情報を利用する又は提供を受ける課等	利用させる又は提供する個人情報の内容	情報を利用させる又は提供する目的	情報取扱所管課の判断
生活保護世帯所得調査	財政部 市民税課	健康福祉部 生活福祉課	生活保護を受給したことがある世帯の課税台帳の内容	生活保護法第２９条に基づき、生活保護世帯所得調査を実施するため	生活保護行政の適切な運営のために、生活保護受給者の収入状況を正確に把握することは、保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断したもの